第6回山形地方裁判所委員会議事概要

- 1 開催日時 平成18年2月13日(月)午後1時30分から午後4時03分まで
- 2 開催場所 山形地方裁判所会議室(5階)
- 3 出席委員 會田鋭一郎, 岡村稔(委員長), 押野浩, 北野通世, 坂本康博, 塩野寿伸, 鈴木一夫, 鈴木菊雄, 鈴木晴男, 保坂栄治, 松岡由美子, 三浦元, 三澤栄治, 村形修子
- 4 列席職員 青柳吉昭事務局長,太田隆行民事首席書記官,村川千春刑事首席書 記官,中井川英事務局次長,阿部朋巳山形家裁総務課長(庶務事務 担当者)
- 5 議事要旨
 - (1) 山形地方裁判所長あいさつ

(成田喜達前委員長が人事異動により委員を辞任しているため、以下北野通世委員長代理が議事を進行した。)

- (2) 出席委員自己紹介
- (3) 委員長選出

委員長には岡村稔委員が互選により選出された。

(以下、岡村委員長が議事を進行した。)

(4) 今回の議題「裁判員制度の広報の在り方について」の意見交換に先立って、最高裁判所作成の裁判員制度広報用ビデオ「あなたも参加する刑事裁判 ~裁判員制度がはじまります~」の視聴と平成17年11月5日に開催された「裁判員制度全国フォーラム in 山形」(以下「フォーラム」という。)の実施に伴う広報活動等の取組、開催日当日の実施状況、参加者の反応等の説明が、山形地方裁判所の広報事務担当者から行われた。

<主な意見>

○ 当機関では、裁判員制度広報の対象のメインを、従業員を送り出す側の経営

者や企業と捉えており、ロータリークラブの定例会等において、30分から1時間程度の制度説明会を行い、制度への理解と従業員への周知の協力を求めている。また、これまでは小中学校、高校を通して、司法制度に関わる事柄の学習、いわゆる「法教育」が、ほとんどなされていないのが実情であるが、小さなころから指導していけば、裁判員になることへの抵抗も少ないのではないかと考えて、児童、生徒を対象とした講演活動等にも力を入れている。

- 当機関では、全職員が「広報マン」として、町内会やPTA等の集会等で、 裁判員制度の広報を積極的に行うよう指導している。また、著名な俳優等が出 演したドラマ仕立ての裁判員制度広報用ビデオの貸出しも、学校や自治体等を 対象にして積極的に行っている。
- フォーラムについては、一般向けとしては、説明が長すぎ、その内容も難しかったのではないかと考える。パネルディスカッションについても、アドバイザーの役割を担った法曹三者側がパネリストの質問に対応して説明する形式ではなかったため、もっと討論できるような形式とすべきだったのではないかと感じた。
- 当機関でも、裁判員広報の一環として、3月4日に、山形市内で裁判員模擬 裁判を開催予定である。このイベントでは、集客効果を上げるため、俳優や地 元の著名人がゲストとして参加するよう企画した。
- フォーラムは、確かに会場がほぼ満席になってはいたが、法曹関係者等が参加者の半分以上を占めていたのではないか。したがって、フォーラムで行ったアンケート結果についても、一般国民の声としてそのまま鵜呑みにはできないと考える。
- 裁判員となることは国民の義務なのか、それとも権利なのか。私個人としては、裁判員として選任されたら是非参加したいと考えているが、仕事を休んで裁判所へ出向かなければならないなど、国民が受けるデメリットははっきりしている反面、具体的なメリットは抽象的で分かりにくいと思う。難しい部分も

あるとは思うが、広報活動でもよりポジティブな部分を採り上げ、裁判員となることが「国民の権利」であることを、国民に伝えていくことはできないか。

- 確かに、経済的な面等、個人に対する具体的なメリット等はないが、裁判員を経験することで、人間的に成長できる等の効果はあると思う。
- 裁判員制度のデメリットは直接個人に生じるが、メリットはもっと大局的な 視点で生じると言える。裁判員制度のように、国民が直接裁判に関与する制度 はこれまでほとんどなく、導入による社会的なメリットはとても大きいと言え るが、それは、あくまで間接的なものである。裁判員に選ばれた従業員に休ま れる企業にも不利益は生じるわけであるが、これも企業の社会貢献の一つのフ ァクターと捉えてもらう必要がある。義務か権利かで問われれば、制度維持の 観点から、国民にとって義務といわざるを得ないのではないか。
- 裁判というものを維持する権利主体をどこに置くかということで、権利・義務の判断は分かれると思う。国民だと言うことであれば裁判員制度は新たな権利と言えるだろうし、裁判所であるということであれば義務と感じるのだろう。裁判員制度は国民の司法参加の一態様であり、権利として理解してもらえばよいと考えるが、新しい権利には負担も伴う。国民の側でも、これまで持っていた裁判のイメージを変えていく必要があるのではないか。裁判員制度には、一般の国民が裁判に参加することで、裁判そのものの信頼が高められるという効果も期待されている。
- 国民にとって見れば裁判員制度は明らかな義務であるが、国民に対する具体的な見返りがないために、同じ国民の義務である「納税の義務」等より理解が難しい。裁判員制度導入の目的としては、より公正な社会の構築があると思うが、これまでの裁判が、果たして市民感覚で理解できるものだったかどうかという視点がその出発点としてあると思う。その視点を理解できれば、裁判員としての役割が、国民皆が社会の一員として負うべき義務だと言うことも理解できるのではないか。そういったことを繰り返し広報していく必要があると感じ

ている。

- 現在の刑事裁判は、プロ同士で手続を行っているために、一般の国民が聞いていても理解しづらい、分かりにくいということはあったと思うが、これまでの裁判の結論が原因で、裁判員制度が導入されることになったとは思っていない。
- 山形地方裁判所で行った法曹三者による裁判員模擬裁判で、裁判員役から「未必の故意」は故意にはあたらないのではないかという意見が出たときも、裁判官がいろいろと説明して「未必の故意」の概念について理解していただこうと働きかけた経緯があるが、「未必の故意は故意ではない。」という裁判員の考えも、これまでの法曹関係者の常識にはない発想であり、このような意見を尊重していくことも裁判員制度の趣旨に沿うことなのではないか。
- 英米では法律はみんなで決めるものという身近な感覚を持っているが、それに比較して、日本では、国民が法律を遠い存在と感じていると思う。英国では、国民の代表者たる議員で構成される議会の中に司法府が設けられているほどである。日本は、プロの議員が立法し、プロの裁判官が司法判断を行い、国民は単に裁判を受けるだけの立場になっている。裁判員制度で国民が刑事裁判に関わることによって、司法制度全体がより良い方向に変わっていくと思うし、10年、20年すれば、国民の法感覚も変わっていくものと考えている。ただ、そういったメリットの部分をどうやったらうまく国民に伝えていけるかはなかなか難しい問題ではある。
- 国民のメリットという観点からは、裁判員制度を特集したテレビ番組で、イタリアの女性教師が参審員に選ばれてからのてん末を採り上げたドキュメンタリーが印象深かった。その教師は、最初は参審員に選ばれたことに不安を持ち、授業を休んで裁判所に行くことに消極的であったが、校長に相談した結果、行ったほうが良いとアドバイスされて裁判に立ち会うこととなった。その教師が、法廷で見聞をしたり裁判官や他の参審員と様々な意見を交わす中で、人間的に

成長し、教師としての子どもへの指導も見違えるようになっていくものであった。実際に裁判に立会い、人を裁くという立場になることで、自分自身を養ったり高めていくことにつながっていくと思うし、もし、私の職場の職員が裁判員に選ばれたら、積極的に裁判所に行くように言いたいと思っている。裁判員制度の広報は、そういったことを材料にして行ってもらいたいし、特に若い人や学生等に向けての広報に力を注いでもらいたい。

- 裁判員制度を導入することで、誤審、誤判の減少や裁判に要する時間の短縮 が期待されているのか。
- 外国の統計を見ても、陪審・参審による裁判と職業裁判官による裁判では、 誤審率は余り変わらない。日本の刑事裁判が、真実を明らかにするという目的 のもとに「精密司法」といわれる方向に傾き、国民から遠ざかっていた点がむ しろ問題であると考える。裁判員制度の導入は、裁判そのものを国民に近いも のにするためのシステムの一つとして必要であると考えている。
- フォーラムに参加して、初めて裁判を身近に感じた。これまでは裁判に無関心だったと思うが、今は、社会の一員として司法手続に参加することの必要性を感じている。
- 裁判員の問題は、いつか自分にも関わることなのに、無関心でいる人が多い。 裁判所の行事等に参加を呼びかけるばかりでなく、出前講座など、積極的に出 向くような広報活動が必要だと思う。一般の方にも、そうのんびりとは構えて いられない、というところをアピールしてほしい。
- 当機関の会議で、法務省の担当官から裁判員制度についての説明があった。 それを受けて、部内での研修会や会議などの際に、裁判員制度説明を実施している。裁判所が実施する説明会も、何度も繰り返して実施していくことが必要であると思う。
- 裁判員制度の広報用ビデオには、刑事裁判の進め方についての解説もあるが、 裁判員の立場に立った説明が不足していると思う。裁判の各場面において、裁

判員がどのような情報を受け取って、どのような判断をしていくのか、そこを 具体的に示していけば、裁判員になることに対する不安も解消できるのではな いか。

- 裁判員制度のブックレットは、対談形式で分かりやすかった。ビデオも、裁 判員と裁判官が話し合いながら進めていくような内容のものがあると分かりや すいと思う。
- 新しい広報用ビデオが、3月ころには各地方裁判所に配布される予定である。 内容は、裁判官と裁判員が、有罪・無罪や有罪の場合の量刑等について話し合 う、いわゆる「評議」の場面が中心になっている。
- 裁判官の心証形成プロセスというものは、いわゆる訴訟手続の流れ図等には 載っていない部分であるが、これを説明することが必要ではないか。一般の方 には、裁判員として正しい判断ができるかどうか不安に感じている方が多いよ うだが、心証形成の過程を丁寧に説明することで、ある程度、不安の解消が図 れると考える。
- 法律の専門家であれば気に留めないような事象に注目して問題点を指摘する, そのようなことが裁判員制度導入によって変わってくる部分だと思う。証拠調 べとは何をどのようにするのかなど,具体的で,手触りが感じられるような説 明がほしい。
- フォーラムで意見交換の前に上映したビデオは、普段どのような形で利用しているのか。
- そのビデオは、当裁判所の正面玄関ロビーで毎日繰り返し上映しているほか、 裁判所見学や出張講義の際に上映したりしている。ビデオテープの貸し出しも 可能である。
- ある人が、裁判員に選ばれ、裁判に参加するまでの過程を内容とするビデオ を制作してはどうか。一つの裁判には原則6人の裁判員が選ばれるわけだが、 各人にはそれぞれ事情があるはずで、その一人ひとりの生活を追いかけること

で、さまざまな疑問の声に答える内容になるものと考える。

- 裁判員制度を知らない人に、どのように説明できるかを考えたことがあるが、 刑事裁判に一人ひとりの考え方が反映され、その結果少しずつ社会が良くなる ことが期待できるということは言えるのではないか。裁判員制度の良さを広め るためには、日常生活と結びついた内容の広報用映画が制作されるとよいと思 う。
- 広報用映画には、裁判員になってよかったと思わせる内容を盛り込む必要があると思う。また、映画に登場する裁判官の役柄は、あまり立派な人ばかりでなく、裁判官も悩みながら裁判をしているという内容があってもよいと思う。
- フォーラムについては、地元の新聞社とタイアップするなど、開催方法や内容などは良かったと思う。ただ、今後は、このようなイベントに集まって来ない人へ、どのように働きかけるかが大事だと思う。私たち地方裁判所委員も、裁判員制度の広報担当者のつもりで、制度理解を広める意識を持つべきではないか。
- これまでの広報活動一覧を拝見したが、広報手段としては、ほぼ尽くされていると思う。また、フォーラムの実施に関しては、整理券を送付する段階で、 裁判員制度のパンフレット等を配布するなどすれば、理解も深まったと思う。
- フォーラムのアンケート結果について、裁判員制度のメリットをどこに感じているか、との問いに対する回答は、今後の広報活動の指針となると考える。 また、フォーラム参加者の生の声を主体とした広報も、今後検討すべきである。
- 裁判員として参加する際の負担感について、仕事のことをあげる人が多いが、 これからは、「企業の社会貢献」という観点から、裁判員制度実施へ向けての 協力を、企業に働きかけてはどうか。「企業の社会貢献」という経営理念は、 今注目されているところであり、企業としても関心のあるところだと思われる。
- 裁判所がこれまで行ってきた裁判員制度に関する広報活動は消極的であり、 より積極的に行っていくことが必要と感じた。裁判官同士でも、裁判員制度の

メリットについては議論になり、消化するのに時間が掛かった部分でもある。 諸外国では、陪審制度等について、「民主主義の学校」と言われる啓蒙的な制度と位置付けられているが、そのような点を重点的に出前講義等の機会で伝えていきたいと考えている。

- 6月28日,29日に実施予定の法曹三者による裁判員模擬裁判の裁判員役の選任に関しては、是非、地方裁判所委員の皆さんの御協力を御願いしたい。
- フォーラムに一緒に参加した人は、テレビ、新聞で裁判員制度について見聞きしても理解できなかったので、もっと勉強していきたいと言っていた。一般への周知については、テレビの政府公報のような形の、短時間で多くの人に訴えることのできるものを利用して行ってもらいたい。また、大学等の教育機関等でも、様々な機会を通して広報を進めていってもらいたい。
- 裁判員制度の導入に関しては、大いに国民に悩んでもらえばいいと思う。導入に対する疑問や不安等にスポットを当てて、悩むのが当然なのだということを知らせていけば、かえって制度のことがよく分かるのではないか。
- 裁判員制度が有意義なものだということを全体的なイメージとして伝えていくこと、不安等を取り除くという観点から、ビデオやDVD等をできるだけ多くの場所に配布するといったことや、新聞に、月1回位、シリーズで裁判員制度を特集していくことなどを検討したらどうか。
- 私の加盟する団体でも、県内各地で裁判員制度の勉強会を開催する計画をしているが、裁判所等に講師等の派遣を依頼したいが、謝礼や旅費等は必要か。
- 裁判所及び検察庁では、制度の周知のための講師派遣は無償で行っている。日程調整ができれば、休日や時間外の講師派遣にも応じているので、ご相談いただきたい。
- 弁護士会としても、無償で講師派遣を行うことを検討している。
- (5) 次回テーマの予定 今回のテーマである「裁判員制度の広報の在り方について」を引き続いて取

り上げることとし、他に希望する意見交換テーマがあるときは、適宜裁判所に 申し出ていただくこととした。

(6) 次回予定期日

平成18年7月14日(金)午後